

平成 19・10・09 貿局第 2 号
経済産業省貿易経済協力局
平成 19 年 10 月 12 日

外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮からの輸入禁止措置等の厳格な実施について

上記の件につきましては、平成 18 年 10 月 14 日から下記のとおり、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、北朝鮮を原産地又は船積地域とする輸入を禁止するとともに、北朝鮮から第三国への仲介貿易取引及び北朝鮮からの輸入に係る代金の支払を禁止しておりますので、引き続き、輸入取引（貨物の輸入及び輸入代金の支払）又は仲介貿易取引を行うに当たりましては、当該取引が禁止事項に該当しないことについて、十分に御注意願います。

本件措置に違反した場合、同法に基づき、罰則（三年以下の懲役若しくは罰金又は併科）に処せられることがあるほか、行政制裁（一年以内の輸入禁止）が科せられることがあります。

記

1. 北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入について、経済産業大臣の輸入承認義務を課すことにより、輸入を禁止する。（外為法第 52 条）

※ 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物につき、第三国を迂回して原産地又は船積地域を偽って輸入することは、外為法の無承認輸入となる。

2. 上記措置に万全を期すため、次の措置を講ずる。

- （1）仲介貿易取引の禁止

原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引（外為法第 25 条第 4 項）

- （2）輸入代金支払の禁止

輸入承認を受けずに行う原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物の輸入代金の支払（外為法第 16 条第 5 項）

3. なお、上記措置のうち、人道目的等に該当するものについては、措置の例外として取り扱うものとする。